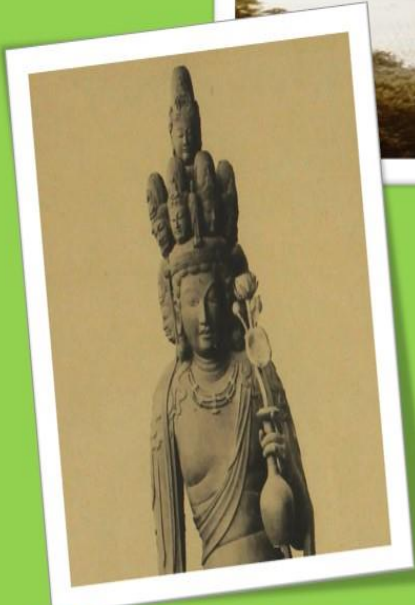


【資629】『湖国巡幸』琵琶湖国定公園 賤ヶ岳の大観



【昭239(6)】彦根城天守閣



【資570】『湖国聚英』渡岸寺観音堂（向源寺）十一面観音像

第16回企画展

湖国の宝が歩んできた道 ～文化財の危機と保護～

2024.9.30(月)～2025.1.23(木)

見学無料 休館日：日曜・土曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3）

場所：滋賀県立公文書館（Tel:077-528-3126）

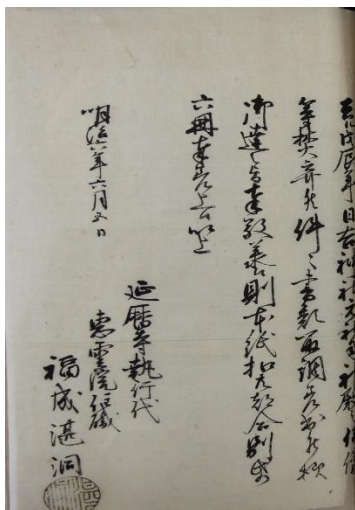
【展示概要】

期間 令和六年九月三十日(月)～同七年一月二十三日(木)
日時 月曜日～金曜日(祝休日・年末年始十二月二十九日～
一月三日)を除く
午前九時～午後五時
会場 滋賀県立公文書館(県庁新館三階)
内容 特定歴史公文書等二三点

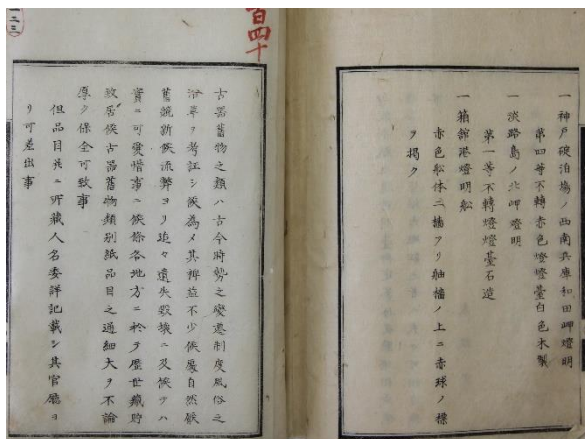
滋賀県は令和六年(二〇二四年)三月現在、国宝・文化財の指定件数が全国で第四位であり、全国で五指に入ります。令和五年五月には、滋賀県大津市の三井寺(園城寺)所蔵の国宝「智証大師関係文書典籍」と「五部心観」の二件がユネスコ「世界の記憶」に登録されました。

しかしこのような貴重な文化財も、明治期の廃仏毀釈や姉川地震、昭和期の室戸台風や太平洋戦争など、数多くの危機に直面してきました。これに対し政府は、明治三十年(一八九七年)六月に古社寺保存法を公布し、現在のように文化財の保存・修復に対して財政的な支援を行う仕組みを整えます。その後、大正八年(一九一九年)六月に庭園などの名勝に関する史跡名勝天然記念物保存法、昭和四年(一九二九年)八月には国宝保存法が施行されました。

今回の展示では、このような明治時代から現代までの文化財保護の歩みを当館所蔵の公文書を中心に、紹介したいと思います。



1-1 「日吉社事件に付願書并手続記録抜書」
 明治6年(1873年)6月5日【明す18(21)】

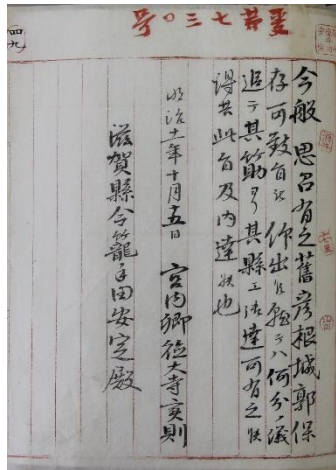


1-2 「古器物保全の件」
 明治4年(1871年)5月【明あ7(123)】

第二章 文化財と明治維新

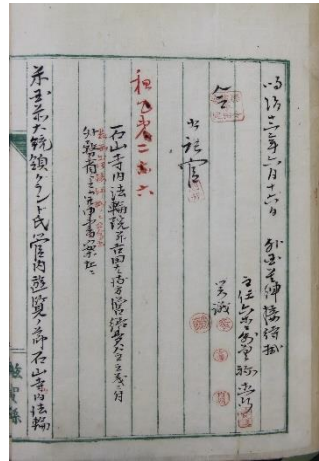
明治維新によってできた新政府は、神道国教化政策の過程で神仏分離の方針をとります。これを発端に各地で仏教を排斥しようとする廃仏毀釈が起こり、特に日吉神社では全国に先んじて激烈な廃仏毀釈が行われました。後に延暦寺の執行代が県に提出した事件経過の報告書には、二宮(現・東本宮)などの仏像や経典、仏具が焼き捨てられるといった被害状況が記されています(資料1-1)。

廃仏毀釈をはじめとして、明治維新に伴う近代化政策のなかで旧物破壊の風潮が生まれ、貴重な文化財が破壊されたり売却されたりしました。さらに、海外への流出も進み、こうした事態に対応するために、政府は明治四年、「古器物」を分類して保全することを目的に、品目と所蔵者をまとめて提出するよう各藩府県に命じました(資料1-2)。この「古器物保存方」はその後の全国的な文化財調査のきっかけになるなど、日本の文化財保護の出発点といえます。しかしながら、文化財の保存や修理のための制度整備はまだまだ進んでいませんでした。



1-3「旧彦根城郭保存仰出さる」

明治 11 年 (1878 年) 10 月 15 日【明あ 112 (49)】

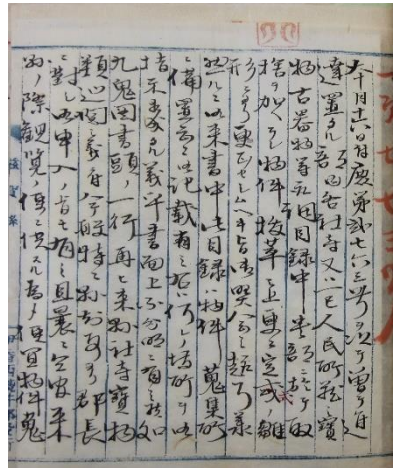


1-4「石山寺内法輪院並個人方營繕費入費につき照会」

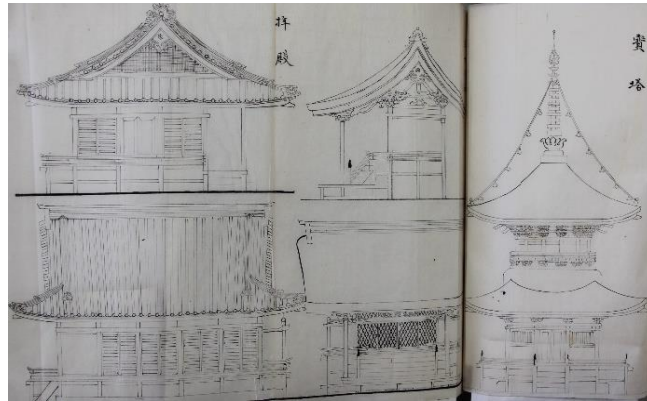
明治 12 年 (1879 年) 6 月 16 日【明か 20-2 (1)】

このため、取り壊しの危機に陥ったのが彦根城です。彦根城は廃藩置県の後、兵部省（のちの陸軍省）の施設として利用されていましたが、明治十一年に城郭内の不用な建物が取り壊され、一部の建物が大津に移されることになり、彦根城の取り壊しは回避されました（資料 1-3）。

また、国賓等の接待にあわせて修繕された例があります。第一八代アメリカ大統領のユリシーズ・グラントは、任期後の世界旅行の途中、国賓として二か月間日本に滞在しました。コレラの流行を理由に京阪方面への来遊自体が中止になり実現はしませんでした。滋賀県では石山寺や三井寺等を訪れる予定でした。グラントをもてなすために、石山寺法輪院の土塀などが外務省の公費で修復されます（資料 1-4）。小規模かつ例外的な修理ではありますが、制度が整っていない時期に公費によって文化財が修理された貴重な例といえます。



2-1「社寺宝物美術品古建築等取調のため調査員差向」
明治21年(1888年)10月26日【明せ11(2)】

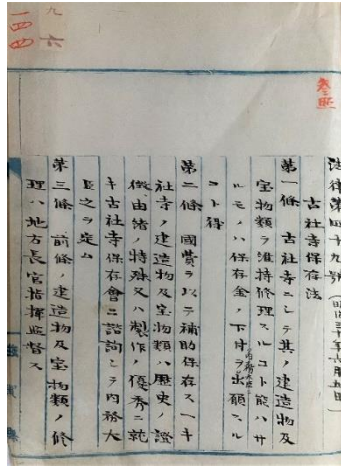


2-2「寺院建造物調書編冊」
明治28年(1895年)7月1日【明す658(15)】

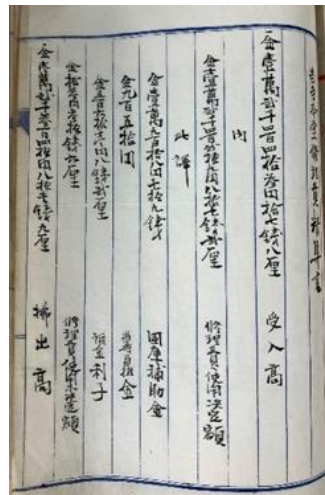
第二章 文化財保護のはじまり

明治二十一年、宮内省図書頭であった九鬼隆一により、臨時全国宝物取調局が設置され、文化財の調査が行われることとなりました。この調査は明治三十年の古社寺保存法制定まで全国各地で行われ、滋賀県にも九鬼隆一自ら来県し、調査を行いました。滋賀県から各郡役所へ調査依頼が出され、調査対象とする文化財や九鬼隆一に供覧するための場所についての調整もしていたようです。その後、明治二十二年に帝國博物館が設置されると、この調査の中心は臨時宝物取調局から同館へと引き継がれます(資料2-1)。明治二十八年二月、衆議院に古社寺保存に関する建議案が提出可決されました。その後同年四月の内務省の訓令に基づき全国で調査が行われ、取りまとめたものが政府に提出されました。この簿冊は、その時実施された滋賀郡の調査結果をまとめたもので、由緒、文化財の寸法などに加えて建造物絵図が掲載されています(資料2-2)。

明治三十年六月に古社寺保存法が公布されました。この法律の制定により、指定された文化財の保存・修復に対して、国から財政的な支援がなされるようになります。同法では、内務大臣が古社寺保存会に意見を求めた上で、仏像等の宝物を国宝、建造物を特別保護建造物に指定することができるとされました。このとき滋賀県では延暦寺や石山寺などの計一五件が指



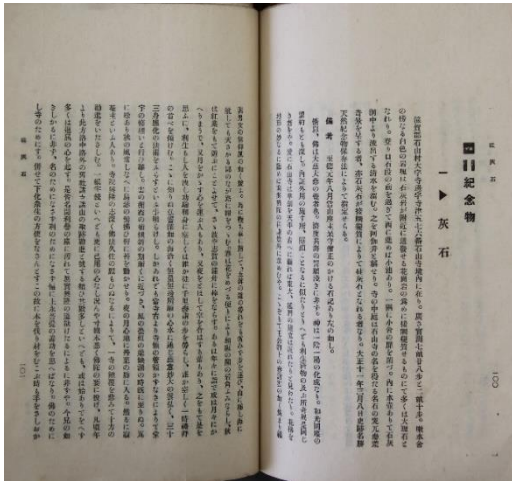
2-3「古社寺保存法」
 明治30年（1897年）6月5日
 【明す615（144）】



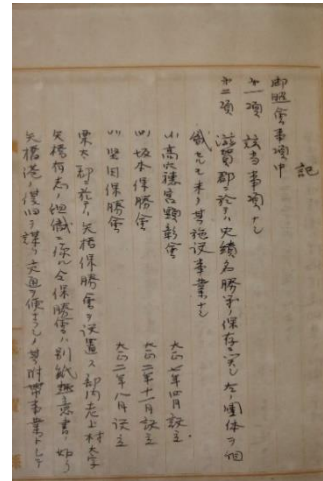
2-4「犬上郡東甲良村、西明寺、修理費精算の件」
 明治36年（1903年）【明せ74-2（22）】

定を受けています。このような指定した文化財を保存・修復する仕組みは、昭和四年の国宝保存法に引き継がれます(資料^{2,3})。

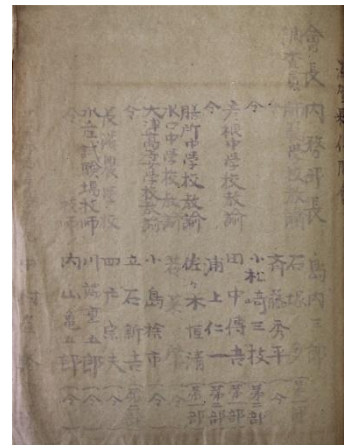
古社寺保存法では、保存経費について国が年一五万円以上二〇万円以内の金額を補助することとされました。宝物類の売却や海外流出が禁止され、古い建築物や仏像等の修理や修復が始まりました。当時、明治初年に所領が官有化されて経済基盤を失った社寺や、廃仏毀釈により建造物や宝物が破損した寺院も多かつたため、各所から補助の出願がありました。現・甲良町の西明寺もその一つです(資料²⁻⁴)。



3-3 「滋賀県史跡名勝天然記念物調査報告概要」
大正11年(1922年)10月【大せ35(66-1)】



3-1 「史跡名勝天然記念物調査保存に関する件」
大正8年(1919年)8月23日【大せ34(2-1)】



3-2 「滋賀県保勝会設立につき史跡調査員嘱託の件」
大正9(1920年)6月25日【大せ35(1)】

第三章 文化財と史跡名勝天然記念物保存法

古社寺保存法が適用されたのは社寺の建造物や美術品が中心で、それ以外の史跡・名勝の保存や整備はほとんど行われませんでした。しかし、国土開発により貴重な史跡などの破壊が進むなかで、国が調査を行った民間で保存の途を講じたりする動きが登場します。このような国の動きと学者等の運動があわさり、大正八年に史跡名勝天然記念物保存法が成立しました。法律の施行に対応し、滋賀県では指定にふさわしい物件や、県内各地で既に組織されていた保存団体についての調査が行われました(資料3-1)。

さらに施行の翌年に、県は滋賀県保勝会を発足させ、保存に関する調査に当たらせました。保勝会の調査員は主に県内の中学校教諭や県の技師が担いました(資料3-2)。大正期の滋賀県は公共事業を拡大しており、観光の観点から近江八景をはじめとする景勝地も開発の対象となつて道路の建設などが進んでいました。

一方で、保勝会の調査を通して近江八景の名所を湖南勝区として認定し、工場新設などを規制します。その後、湖南勝区の規制は徐々に緩和されることとなりますが、滋賀県において開発の進展と同時に保勝会を中心にして保存の模索が行われていたといえます。そして、滋賀県保勝会は、大正九年から約二年かけて調査を行い、調査報告概要をまとめました(資料3-3)。



4-3 「名勝及史跡善法院庭園水害報告・電文案」
昭和16年（1941年）6月【昭せ56-1（4-7）】

玉垣	本殿	燈籠	社殿	神庫	石燈籠	祭器庫	玉垣	中門	神庫	小舎	鳥居	同	社殿	水屋	石燈籠	祭器庫	水屋	鳥居
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

4-1 「神社所有建物に係る被害調」
明治42年（1909年）9月【明し85（122〈-3〉）】

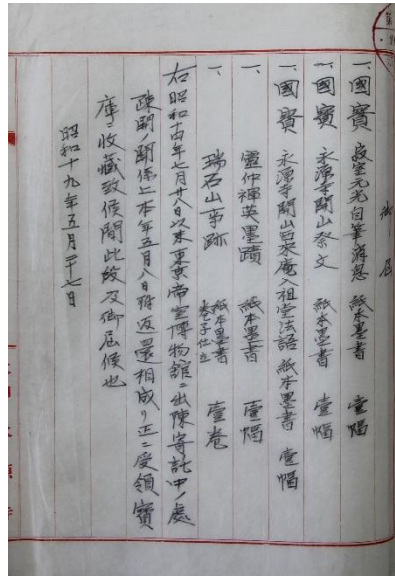
4-2 「社寺被害、官幣社以下神社被害状況、国宝・史跡・名勝寺院等被害状況調査書」昭和9年（1934年）【昭は4（9）】

第四章 文化財と近代の災害

明治四十二年八月十四日、滋賀県北東部の姉川を震源とする大地震が発生します。被害状況は死者三五名、重軽傷者六四三名、全壊した民家は九七二棟におよびました。古社寺保存法において、建造物の修復は地方長官（知事）が指揮、監督するものと定められていたため、県は各郡に神社や寺院の被害状況を調査させました。このうち東浅井郡役所は神社や寺院の被害状況を調査し、報告しています。被害程度を「傾斜」「小破」などに分け、寺院に関しては仏堂とその他の建造物で分けて記載しています（資料4-1）。第一室戸台風は昭和九年九月二十一日に関西地方を直撃し、大きな被害をもたらしました。昭和四年施行の国宝保存法では滅失または毀損のとき届出をすると定められており、県は被害調査を行います。特に野洲市の御上神社では拝殿の屋根が剥落、約五〇〇本の木が倒壊するといった甚大な被害がまとめられています。他にも国宝の都久夫須麻神社本殿や延暦寺瑠璃堂などは速やかに修理を要するという結論を出しています（資料4-2）。昭和十六年六月二十八日の豪雨のため、園城寺（三井寺）の僧房である善法院の庭園が土砂や流木で埋没しました。県は史跡名勝天然記念物保存法に基づき、七月に文部省に被害状況を報告しています。掲載されている史料の写真からは、庭園の樹木の散乱などがあつたことが分かります（資料4-3）。



5-1 「金属回収除外申請」
昭和 17 年（1942 年）8 月 9 日【昭せ 81（11）】



5-2 「神崎郡永源寺村永源寺国宝寄託出陳中返還届」
昭和 19 年（1944 年）5 月 【昭せ 58（33-3）】

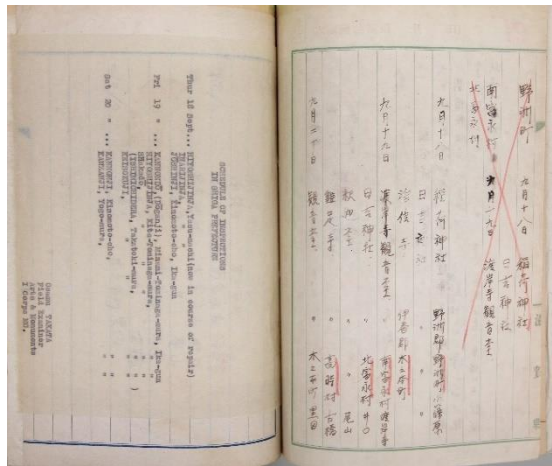
第五章 文化財と第二次世界大戦

昭和十六年九月一日、金属回収令が施行され、鍋などの日用品だけでなく、銅像や梵鐘といった現在の文化財に相当するものも回収されました。これに対して、県は除外物件の要件を定め、地域の人々はこの規定を根拠として除外申請を提出しました。ある寺院の住職と檀家総代三名は、寺にゆかりのある女性が伏見宮邸家などの宮家に仕えたためその縁で梵鐘を鑄造できたという由緒を説き、金属回収の対象から除外されました。戦時中の文化財の危機に対し、人々が文化財を守るためにいかに努力したのかがうかがえます（資料 5-1）。

昭和十八年十二月十四日、空襲による大都市等の文化財への被害を最小限にするため「国宝、重要美術品ノ防空施設整備要綱」が閣議決定されました。この要綱により、宝物は安全な場所に分散して疎開することが定められます。県内の神社では文化財の一部を東京帝室博物館（現・東京国立博物館）や大阪市立美術館へ寄託していましたが、これらの返還が行われました。この資料では東近江市の永源寺を開山した鎌倉南朝時代の僧侶、寂室元光（じゃくしつげんこう）の直筆文書などの紙資料が、東京帝室博物館から永源寺に返還されていたことがわかります（資料 5-2）。

品名	種類	数量	所在地	備考
佛像
佛指
佛骨
佛牙
佛髮
佛眼
佛舌
佛心
佛肝
佛脾
佛肺
佛腎
佛膽
佛胃
佛腸
佛便
佛尿
佛汗
佛血
佛涕

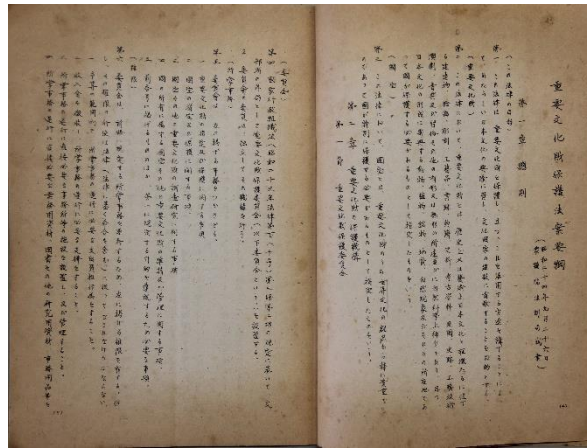
5-3「掠奪物件調査 掠奪品申告書綴」
昭和 21 年（1946 年）5 月 24 日【令 2-1399】



5-4「国宝保存状態調査のため進駐軍第 1 軍団軍政部による調査に関する件」
昭和 22 年（1947 年）9 月【昭せ 74 (21)】

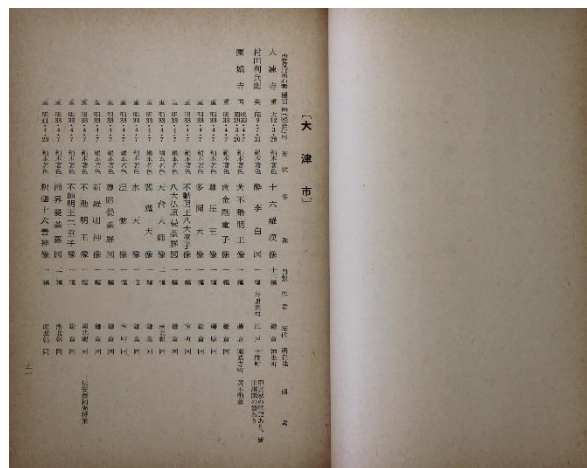
終戦後、内務省の依頼により、戦時中に日本軍が交戦等をした場所での略奪物について調査したときの資料です。現地の刀や仏像などの美術品が主に略奪物として挙げられています。略奪物か否かを判定し、略奪と認定した場合は没収しました。場所は主にアジアが中心であり、中華民国(現・中華人民共和国)、台湾、朝鮮半島、フィリピン、ビルマ(ミャンマー)、マレー(マレーシア)、仏印(現在のベトナム・ラオス・カンボジア)、蘭印(現在のインドネシアの大部分)などです(資料 5-3)。

G H Q の民間情報教育局、高田修(たかたおさむ)による県内の文化財視察のために出された史料です。G H Q は戦前の文化財が皇室中心の基準で評価されていると考え、国民が中心となって公開・管理する方針へと転換を図ります。高田は三重県出身で、東京帝国大学の印度哲学科を卒業後、陸軍軍政官としてジャワ島に赴任し、戦後は G H Q の美術記念物部調査顧問となりました。不定期に三日間ほどかけて県内での視察を行ったようです。このときは長浜市の渡岸寺(向源寺)、鶏足寺などの十一面観音像で知られる地域が対象となりました(資料 5-4)。



6-1「重要文化財保護法案要綱」

昭和24年(1949年)9月【県立琵琶湖文化館所蔵】



6-2「滋賀県重要文化財目録」

昭和33年(1958年)6月5日【文化財保護課所蔵】

第六章 未来につなぐ文化財

戦後の文化財保護行政の基本法である文化財保護法は、議員立法により昭和二十五年(五月)に成立しましたが、本資料はそれとは別に衆議院法制局が作成して検討されていた「重要文化財保護法」の試案です。ガリ版刷り三六頁で八十九条にわたる条文案が示され、調査研究を重視しています。重要文化財保護委員会の附属機関として、国立博物館や重要文化財研究所の設立を明示するなど、現行法に比べて内容がより具体的です(資料6-1)。

こちらは昭和三十三年一月の段階における、滋賀県内所在の重要文化財目録です。国指定の史跡名勝天然記念物の目録と、県指定文化財の目録を併載しています。県として初めて刊行した印刷目録と考えられます。滋賀県文化財保護条例は昭和三十一年十二月二十五日に制定され、翌年八月に最初の県指定が行われました。目録には県指定物件として一三件の建造物、一〇件の美術工芸品、一件の名勝、四件の無形民俗資料、二件の無形文化財が掲載されます。当時は、全国でも先進的な取り組みでした(資料6-2)。

昭和二十三年四月十五日、彦根市に厚生大臣および飯島公園部長を迎えて開催された「琵琶湖国立公園指定促進懇談会」における、県側の挨拶要旨案です。滋賀県では戦前から名勝地として琵琶湖を整備してきましたが、琵琶湖国立公園期成同盟会では、外国人観光客を誘致し国際親善と経済復興に寄

番号	品名	種別	選定理由
1	1) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
2	2) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
3	3) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
4	4) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
5	5) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
6	6) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
7	7) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
8	8) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
9	9) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
10	10) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
11	11) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
12	12) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
13	13) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
14	14) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
15	15) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
16	16) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
17	17) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
18	18) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
19	19) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。
20	20) 近江のなれずし	食文化	近江のなれずしは、近江の食文化を代表するものである。

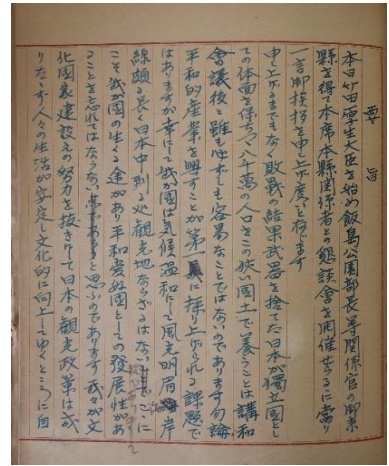
6-5「近江水の宝」選定にかかる承諾依頼について
平成21年（2009年）【令2-1123（5）】



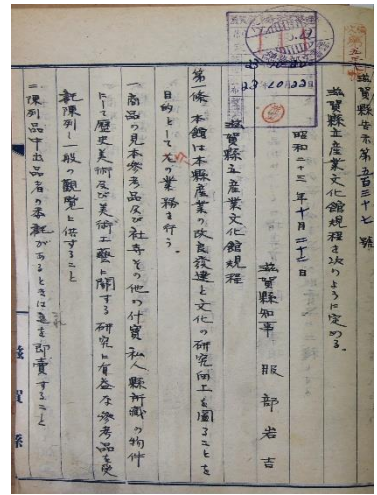
6-6 パンフレット「近江のなれずし製造技術」

令和6年（2024年）3月31日【県文化財保護課作成】

令和五年三月、「近江のなれずし製造技術」が国の登録無形民俗文化財に登録されたことを機会に、ふなずしを代表例とする滋賀県の郷土食「近江のなれずし」について紹介するため、県が作成したものです。登録無形民俗文化財は令和三年の文化財保護法改正によって生まれた新しい制度で、無形の民俗文化財を幅広く登録し、これまでの指定制度を補完してゆるやかな保護を図っていくようにするものです。これまでに全国的に、地域に根ざした食に関する技術を中心に登録が進んでいます（資料6-6）。



6-3「挨拶要旨伺（琵琶湖国立公園指定促進懇談会につき）」昭和23年（1948年）4月【昭23-72（44）】



6-4「滋賀県立産業文化館規程を次のように定める」

昭和23年（1948年）10月22日【昭02-173（537）】

与し、もって平和と日本建設の礎石たらしめんことを期して運動してきたと述べています。結果的に、琵琶湖は昭和二十五年に日本初の「国定公園」に指定されています（資料6-3）。昭和二十三年十一月三日に開館した滋賀県立産業文化館の規程にかかる公報告示（告示第五三七号）の原議です。産業文化館は本県産業の改良発達と文化の研究向上をともに図ることを目的として設立され、社寺その他の什宝や歴史美術および美術工芸に関する参考品を受託陳列することとされました。文化財の收藏・展示を行う公立博物館のさきがけで、琵琶湖文化館の前身施設となりました（資料6-4）。

元号	西暦	月	日	出来事	資料
明治元年(慶応4年)	1868	3	28	神仏分離令 発布	1-1
明治3	1870	7	2	寺社明細帳の作成を命じる、同年11月28日に神社明細帳の作成を命じる	
明治4	1871	5	23	古器旧物保存方 布告	1-2
明治11	1878	10	15	彦根城取壊し回避が決定	1-3
明治12	1879			第18代アメリカ大統領グラント来県のため、外務省公費にて石山寺法輪院の土塀を修理(のち来県中止)	1-4
明治28	1895	4	5	内務省訓令第3号より、全国の社寺等での調査が開始	2-2
明治30	1897	6	10	古社寺保存法 公布	2-1
					2-3
					2-4
					4-1
大正8	1919	6	1	史跡名勝天然記念物保存法 施行	3-1
					3-2
					3-3
					4-3
昭和4	1929	7	1	国宝保存法 施行	4-2
昭和16	1941	9	1	金属回収令 施行、翌年各県による回収実施要綱ができる、2年後不要仏具献納運動	5-1
昭和18	1943	12	14	国宝、重要美術品ノ防空施設整備要綱 閣議決定	5-2
昭和23	1948	11	3	滋賀県産業文化館 開館	6-4
昭和25	1950	7	24	琵琶湖国定公園に指定される	6-3
昭和25	1950	8	29	文化財保護法 施行	6-1
昭和31	1956	12	25	滋賀県文化財保護条例 制定	6-2
					6-5
昭和36	1961	3	20	滋賀県立琵琶湖文化館 開館	6-4
令和3	2021	6	14	登録無形民俗文化財制度 施行	6-6
令和5	2023	5	15	文化庁が京都へ移転	

参考文献一覧

展示図録 湖国の宝が歩んできた道
～文化財の危機と保護～
令和6年(2024年)9月30日

編集・発行

滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126 Fax : 077-528-4813

井上優「梵鐘を守った文化財技師」『歴史公文書が語る湖国』サンライズ出版 2021年
志邨匠子「シャーマン・リーと日本美術-日本とシアトル美術館における活動から-」『秋田公立美術大学研究紀要』第1号 2014年
杉原悠三「廃仏毀釈と文化財保護」『歴史公文書が語る湖国』サンライズ出版 2021年
鈴木良「近代日本文化財問題研究の課題」鈴木良・高木博志[編]『文化財と近代日本』山川出版社 2002年
高木博志『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房 1997年
彦根市編集委員会[編]『新修彦根市史』彦根市 2009年
古川史隆「臨時全国宝物取調局による滋賀県社寺宝物調査の記録-明治二十二年-」『滋賀県立琵琶湖文化館 研究紀要』第21号 2005年 滋賀県立琵琶湖文化館
文化庁『文化財保護法五十年史』ぎょうせい 2001年
文化財保護委員会[編]『文化財保護のあゆみ』大蔵省印刷局 1960年
宮本忠雄「滋賀の文化財保護の歴史-美術工芸品を中心に-」『近江の文化と伝統』2010年
三島貴雄「東京帝室博物館における文化財疎開の概要と新出資料について」『MUSEUM 東京国立博物館研究誌』第616号 2008年
三輪紫都香「臨時全国宝物取調局の活動とその影響」『お茶の水史学』60号 2017年